

社会人経験者採用促進に向けた転職トレンド調査業務委託仕様書

1 委託業務名

社会人経験者採用促進に向けた転職トレンド調査業務委託仕様書

2 履行期間

契約の日から令和7年10月17日（金）まで

3 業務の目的および概要

三重県庁では、職員の約40%が50歳以上である一方、30代、40代の職員が少なく、いびつな年齢構成となっている。また、人口減少や高齢化により社会構造の変化が急速に進み、社会全体で慢性的な人手不足となる中、民間企業や国、他の地方自治体との人材獲得競争が激化しており、職員採用試験の受験者数も少ない状況が続いている。

一方、全国的にみれば、就職・転職に対する価値観が多様化し、転職希望者は増加傾向にあると考えられる。

本業務は、こうした状況を踏まえ、今後、三重県職員の採用において、社会人経験者の採用を積極的に促進していくうえで必要な方策を検討するため、転職のトレンドにかかる調査を実施するものである。

4 業務の明細

以下の（１）～（４）の業務を実施すること。

（１）インターネットによるアンケート調査

「調査対象」及び「調査概要と項目」は原則として以下のとおりとする。ただし、本調査の目的をふまえ、より効果的と考えられる内容を提案のうえ実施することは差し支えない。

【調査対象】

居住地域：日本国内

年 齢：30歳から49歳まで

属 性：公務員への転職を希望する者、及び実際に公務員に転職した者
（以下、「転職希望者等」という）

職 種：①一般事務職

②技術職

ア）福祉系（例：福祉職、保育士、心理士等）

イ）環境系（例：環境職、化学職等）

ウ）自然系（例：農業職、林業職、水産業職、畜産職等）

エ）工学系（例：土木職、建築職、電気職、機械職等）

オ）健康衛生系（例：薬剤師、保健師、管理栄養士等）

カ）デジタル系（例：SE、webデザイナー等）

キ）その他

人 数：1,000名以上（うち一般事務職は半数程度とする。）

※技術職種については特定の職種に偏らないよう工夫すること。

※この人数は職種ごとの調査人数ではなく、調査総数とする。

【調査概要と項目】

「民間企業から公務員への転職」の場合、及び「公務員から公務員への転職」の場合のそれぞれについて、以下の項目を調査し分析する。

①属性等の分析

- ・転職希望者等の性別、職種、勤務経験年数の傾向。
- ・転職希望者等が転職を希望することとなったきっかけや理由、転職の決め手となったものは何か。

②ニーズの分析

- ・転職希望者等が求める労働条件（例：給与、勤務時間、福利厚生、リモートワークの可否、副業の可否など）や、キャリア形成に望ましいと考える人事施策はどのようなものか。
- ・転職希望者等が活かしたいスキルや経験は何か。
- ・転職希望者等が求める採用（試験）方法や採用の時期は。

③転職活動における情報源の分析

- ・転職希望者等はどのような情報源やツールを使って転職情報を入手したり、転職活動をしているか。
- ・転職市場における SNS 広告、web 広告等の効果はどの程度か。

（２）デスク調査、ヒアリング調査

【調査対象】

国、全国の自治体、民間企業等

【調査概要と項目】

以下の項目について、デスク調査を実施する。なお、デスク調査において詳細が不明な場合は、必要に応じて電話等によるヒアリング調査も実施すること。また、当該項目以外に調査に必要と考えられる項目を提案のうえ、追加することは差し支えない。

①先行事例の調査

- ・国や他の自治体、民間企業はどのような社会人経験者の中途採用戦略をとっているか。
- ・成功事例や失敗事例はどのようなものがあるか。
- ・特定の知識や技能を持つ専門的な人材を積極的に中途採用している事例はあるか。

②動向の分析と将来予測

- ・昨今の経済状況、人口の減少、転職・キャリア形成に対する考え方の変化等を踏まえた、今後の地方自治体における求人傾向の将来予測。

（３）中間報告

令和 7 年 8 月 29 日（金）までに調査の進捗状況等について、書面により中間報告をすること。

（４）まとめと提案

（１）（２）の調査結果をまとめたうえで、三重県が今後、社会人経験者の採用を促進するために取り組むべき具体的な方策を提案すること。

5 業務スケジュール

業務スケジュールは以下を基本とするが、詳細は事業者提案によるものとする。

業務内容	7月	8月	9月	10月
調査に向けた打ち合わせ				
アンケート実施				
デスク調査、ヒアリング調査				
中間報告		●		
とりまとめ				
最終報告書提出				●

6 契約上限額

1, 993, 112円（消費税及び地方消費税を含む）

7 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- (4) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りでない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (7) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託事業者は、委託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (10) 三重県が受託事業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

8 納品する成果物及び提出期限等

(1) 成果物

- ① 実施した調査の内容・結果を記載した調査報告書 2部
- ② ①の概要版 2部
- ③ 上記資料に係る電子データ (PDF 形式)

(2) 提出期限 令和7年10月17日 (金)

(3) 提出場所 三重県総務部人事課